

開発行為の違反者の信用回復

(土地対策室)

Q 開発行為の違反をした者は、永久に静岡県内で開発許可を受けることはできないか。

A 未来永劫、開発許可を認めないとは考えていない。

(違反行為以降の) 他県における事業実績、開発行為における行政処分や行政指導の有無等の調査や、資力・信用・施工能力等を審査して認否の判断をしていくことになります。

(開発許可権限を持つ静岡県内の市では、開発行為の許可は、市長の権限で行われるので独自性をもつ。しかし、資力・信用・施工能力等を審査するにあたり、県の行政処分を含めて判断することになるものと思われる。)

Q 静岡県以外で、開発行為を行おうとするときは、許可されるのか。

A 全国ネットで違反者の情報を交換するシステムとなっていないので、静岡県から他県に通報しない。

神奈川県や権限が移譲された市が、他県の違反をも考慮にいれて開発許可の審査をしているかどうかは承知していない。

(本県に照会はないので、神奈川県内で、開発行為の申請をすれば (開発行為の計画に問題がなければ) 許可されるのではないかと思います。)